○厚生労働省告示第二百八十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

平成二十九年八月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一	別表第一
（略）　（略）	（略）　（略）
平成二十八年度　年五・四七パーセント	平成二十八年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年マイナス十四・六四パーセント 平成二十八年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）　年七・五七パーセント

別表第二

（略）　（略）
平成二十九年　年マイナス三・六三パーセント
平成三十年　年五・四七パーセント

別表第二

（略）　（略）
平成二十九年　年マイナス三・六三パーセント

平成二十八年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）　年三十五・九五パーセント

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十八日

中央労働委員会会長　山川　隆一

平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
独立行政法人統計センター　統計センター	経営審議室長　部長　次長　参事　課長　主幹監査室長　室長（経営審議室長及び監査室長を除く。）　財務企画監　副課長　マネージャー　課長代理（人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。）　人事、労務又は経理担当の係長

改正前	
勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
独立行政法人統計センター　統計センター	部長　次長　課長　主幹　マネージャー　室長　企画監　首席研究員　副課長　副マネージャー　課長代理　統括製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）　統括情報技術職（管理担当の者に限る。）　総括研究員（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）　人事、労務、文書又は経理担当の係長　専門職　上級製表職（庶務、管理及び企画担当の者に限る。）　上級情報技術職（管理担当の者に限る。）　人事担当の係員